入　札　説　明　書

令和８年 11 月 17 日に公告した下記案件の制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

本書を熟読の上、必要な手続きを行って下さい。

■ 入札に付する事項

(1) 件　　名：自治体中間サーバー情報連携用機器調達・構築業務及び運用保守業務委託契約

(2) 調達物品：別紙「自治体中間サーバー情報連携用機器調達・構築業務及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 納入場所：那覇市役所本庁舎

(4) 契約期間：契約締結日から令和 14 年 6 月 30 日

調達・構築業務期間：別紙「仕様書」のとおり

運用保守業務期間：別紙「仕様書」のとおり

(5) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、次のとおりとする。

① 調達・構築業務契約に係る代金の支払い

受注者が履行完了後、受注者の請求を発注者が受理した日から起算して30日以内に代金を支払う。

② 運用保守業務契約に係る代金の支払い

月の初日から末日までを１月分とし、受注者が履行した月の翌日以降、受託者の請求を発注者が受理した日から起算して 30 日以内に代金を支払う。

■ 質問疑義照会書（様式１）の提出

(1) 提出期限　：令和 8 年 11 月 20 日（金）正午（様式１を電子メールで提出）

(2) 提 出 先　：那覇市役所　企画財務部 情報政策課

E‐Mail：M-JYOHO001(at)city.naha.lg.jp

※「(at)」は「@」に変換したうえで、メール送信をお願いします。

※「JYOHO」「lg」は英字「001」は数字です。

■ 同等品確認申請書（様式２）の提出

(1) 提出期限　：令和 8 年 11 月 25 日（水）正午

（平日午前 9 時～午後 5 時 15 分　※正午～午後 1 時を除く）

(2) 提 出 先　：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 6 階　企画財務部　情報政策課

■　競争入札参加資格確認申請書（様式３）の提出

(1) 提出期限　：令和 8 年 11 月 27 日（金）正午
（平日午前 9 時～午後 5 時 15 分　※正午～午後 1 時を除く）

(2) 提 出 先　：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 6 階　企画財務部　情報政策課

(3) 提出方法　：直接持参のみ
※本庁舎の駐車場は有料です。

■　入札の日時・場所

(1) 日　　時　：令和 8 年 12 月 3 日（木）午前 11 時 00 分

(2) 場　　所　：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 6 階　（602 会議室）
※郵送による入札は認められません。
※本庁舎の駐車場は有料です。

１　入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。

(6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(7) 過去２年間に国又は地方公共団体との契約において、ネットワーク構築・運用保守契約を２回以上締結し、これらを全て誠実に履行した、あるいは履行中である者 。

(8) 那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在があり、かつ、機器等の保守窓口が沖縄本島内に所在していること。

２　本件入札等に関する質問及び回答

(1) 質問期限　：令和８年 11 月 20 日（金）正午

(2) 質問方法　：「質問疑義照会書」（様式 1）を電子メールで提出してください。

(3) 提 出 先　：企画財務部　情報政策課

E‐Mail：M-JYOHO001(at)city.naha.lg.jp

※「(at)」は「@」に変換したうえで、メール送信をお願いします。

※「JYOHO」「lg」は英字「001」は数字です。

(4) 回　　答　：令和８年 11 月 24 日（火）午後５時までに、那覇市ホームページへ質問及び回答を掲載します。

３　同等品確認申請書の提出

本件は、仕様書の機器は基準物品となっております。基準物品に代えて入札に臨む場合は、「同等品確認申請書」（様式 2）を提出してください。

(1) 提出期限　：令和８年 11 月 25 日（水）正午

（平日午前９時～午後５時 15 分　※ただし、正午～午後１時を除く）

(2) 提 出 先　：那覇市泉崎１丁目１番１号

那覇市役所本庁舎６階　企画財務部　情報政策課

（直接持参により提出。郵送・FAX等による提出は不可）

(3) 回　　答　：令和８年 11 月 26 日（木）午後５時までに、那覇市ホームページへ回答書を掲載します。

４　入札参加資格の確認申請

上記「１入札参加資格」に掲げる入札参加資格の有無についての確認を行いますので、本件入札への参加希望者は、次の提出書類を提出してください。

(1)　提出書類　：

	資料名	備考
A	競争入札参加資格確認申請書（様式 3）	
B	契約実績証明書（様式 4）	契約書の写し等、実績を証明できる資料も添付してください。

C	要件適合誓約書（様式 5）	
D	応札明細書（様式 6）	
E	誓約書（守秘義務）（様式 7）	
F	誓約書（暴力団等）（様式 8）	
G	会社概要（様式 9）	那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録をしているものは省略可。
H	使用印鑑届（様式 10）	
I	印鑑証明書	
J	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
K	市町村税納税証明書（滞納のない証明書	
L	消費税納税証明書（滞納のない証明書	
M	直近の過去２期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）	

(2) 提出期限　：令和 8 年 11 月 27 日（金）正午
（平日午前 9 時～午後 5 時 15 分　※ただし、正午～午後 1 時を除く）

(3) 提 出 先　：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 6 階　企画財務部　情報政策課
（直接持参により提出。郵送・FAX 等による提出は不可）

(4) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格認定通知書」、又は「競争入札参加資格不認定通知書」を令和８年 11 月 30 日（月）午後 5 時までに担当者宛にメールにて通知します。　※原本は入札当日に手渡し又は郵送し

ます。

(5) 申請書を提出期限までに提出しない者、及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認結果を取り消します。

(6) その他

① 上記申請書の作成、提出に係る費用は、申請者が負担して下さい。

② 提出された申請書を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しません。

③ 提出された申請書は返却しません。

④ 提出期限後における申請書の差し替え、再提出は認めません。

6 入札及び開札

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号により、納付を免除します。

(2) 入札

① 入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければなりません。

② 入札参加者は、所定の「入札書」(様式 11) に必要事項を記入し、記名押印するものとします。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「￥」を記入し提出してください。押印は、使用印鑑届出印を使用してください。

③ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

④ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、所定の「委任状」(様式 12) に必要事項を記入し、当該入札執行前に入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。委任状には、使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

⑤ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

⑥ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑦ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはいけません。

⑧ 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めな

ければなりません。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。

⑨　郵送による入札は認めません。

⑩　入札執行回数は、３回（初度の入札を含む）までとします。

(3) 開札

①　開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

②　入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(4) 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とします。

①　入札参加資格を有しない者が行った入札

②　委任状を持参しない代理人が行った入札

③　日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札

④　記名押印（代表者は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印（認印可））を欠く入札

⑤　入札書の表記金額を訂正した入札

⑥　入札書に入札金額や￥マークの記載を欠く入札、又は当該金額が分明でない入札

⑦　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑧　明らかに談合と認められる入札

⑨　同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者が行った入札

⑩　その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札を行います。予め所定の入札書を複写しご準備ください。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、入札を打ち切ることがあります。

(6) 落札者の決定

①　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

②　落札となるべき同価格で入札した者が２人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

③　落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その他の者のうち、最低金額をもって入札した者を落札者とすることができます。

④　３回入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。

(7) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(8) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(9) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

7　落札決定の取消

落札決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

8　契約保証金

市と契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、那覇市契約規則第 30 条に該当する場合は免除する場合があります。

9　その他

(1)　落札者は、落札の通知を受けた日から７日以内（土日祝日を除く）に契約に必要な関係書類等を提出しなければなりません。ただし、市長が認めた場合はこの限りではありません。

(2)　契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3)　入札参加者は、地方自治法（昭和 22 法律第 67 号)、同施行令（昭和 22 政令第 16 号)、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）その他の関係法令を熟読し、それらを遵守してください。

(4)　申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

(5)　本庁舎の駐車場は有料です。

(6)　入札にかかる提出書類等の様式は那覇市ホームページより取得ください。

１０　問合せ先

〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎６階

那覇市　企画財務部　情報政策課　業務管理グループ

担当：松島、、上原

電話：098-861-0350　　FAX：098-862-0619

E-Mail：M-JYOHO001(at)city.naha.lg.jp

※「(at)」は「@」に変換したうえで、メール送信をお願いします。

※「JYOHO」「lg」は英字「001」は数字です。